

## SPE の取扱いに関する検討 （その他の検討事項）

### 1. 経緯

- 特別目的会社（SPE）の連結に係る「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三」（以下、「SPE の取扱い」）に関する短期的な対応案として、[D 案]（「SPE の取扱い」について、資産の譲渡者のみ適用するものとする）を中心に検討が進められている。
- 平成 22 年 3 月 25 日の第 198 回企業会計基準委員会における意思確認以降、3 回にわたり専門委員会を開催した。
- その検討結果を受け、5 月 28 日の第 202 回企業会計基準委員会において SPE の取扱いを見直した場合における論点について、審議を行っている（参考資料(1)参照。現段階で方向性に関する意思決定はなされていない）。

### 2. 今後の進め方

- 専門委員会におけるこれまでの検討を踏まえ、現在の事務局の提案は以下のとおりである（各提案の詳細は付録(1)参照）。

対応案について、D 案を採用することでどうか。

代理人の論点については、IASB/FASB の開発中の基準とのコンバージェンスの中で検討することとしてはどうか。

表示上の手当てを行う（ノンリコース債務の区分表示等）ことが考えられるがどうか。

商法上の匿名組合出資について、合同会社を用いたスキームの場合、匿名組合を連結することでどうか。

一定の会計処理に関わる経過措置を設けてはどうか。

- 上記に、本日の専門委員会で検討を行うその他の検討事項の内容を追加し、親委員会において審議を行い、暫定合意のための意思確認を行う予定である。

### 3. その他の検討事項

#### (1) 適用範囲に関する経過措置

- 前回の専門委員会（5 月 24 日）では、短期的な対応を行うとした場合の影響等について、参考人による意見陳述が行われた。作成者側の参考人からは、実務負担の軽減等の観点から、新たな基準の適用をその適用日後に組成された SPE に限定する経過措

置を設けるべきであるとの意見があった。

- これについては、以下の点から、新たな基準の適用対象については、組成日に関わらず、すべての企業とすることが考えられるがどうか。
  - 同一又は類似のストラクチャーを持つ取引であっても、SPE の組成日の相違によって会計処理の結果が大きく異なることとなる。
  - 適用に際しては、2 種類の簡便的な経過措置を用意し、かつ、実務負担への配慮からこれらの適用に優先関係を設けない形で提案している。

**(2) 適用時期**

- 前回の専門委員会では、適用時期について、作成者側の参考人から、実務負担緩和のため 2 年間の準備期間を確保すべきとの意見があった。
- 適用時期を検討するに際しては、以下の点を踏まえる必要があると考えられる。
  - 今回の検討は短期的に財務情報を改善することを試みるものであり、IASB/FASB の MoU プロジェクトに関するコンバージェンスの結果とある程度適用時期に差がないと意義が失われること<sup>1</sup>。
  - 例えば、経過措置で期首剰余金の調整が生じることを想定していることから、適用時期を事業年度末からとすることは馴染まず、期首からの適用となることが想定されること。
- 上記から、適用時期については以下の 2 つの案が考えられる。

（案 1）平成 23 年（2011 年）4 月 1 日開始事業年度の期首から適用とする。  
 ただし、従来、子会社に該当しないものと推定されていた特別目的会社については、平成 24 年（2012 年）4 月 1 日より前に開始する事業年度においては当該取扱いを継続することができることとする。

（案 2）平成 24 年（2012 年）4 月 1 日開始事業年度の期首から適用とする。

	メリット	デメリット
案 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● SPE に関して一定レベルの財務情報の改善を早期に図ることができる</li> <li>● 十分な準備期間の確保のため、既存の SPE への適用を遅らせ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規の SPE についての準備期間が十分でない可能性がある</li> <li>● 同一又は類似のストラクチャーを持つ取引であっても、1 年の間は、SPE の組成日の相違によって会計処理の</li> </ul>

<sup>1</sup> IASB のワークプラン（5 月 5 日更新）によれば最終基準化を今年の第 4 四半期としているものの、6 月 2 日に公表された IASB と FASB のコンバージェンス作業に関する共同声明では、一部のプロジェクトについて基準最終化を遅らせることも示唆されており、連結プロジェクトの成果物も影響を受ける可能性がある<sup>1</sup>。

	メリット	デメリット
	<p>ることを選択できる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IASB/FASB による新基準の導入をする場合でも、適用時期に一定の間隔をおくことが可能となる</li> </ul>	<p>結果が大きく異なることとなる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の取扱いの対象の多くは既存の SPE であると考えられ、遅らせる場合には、その効果は案 2 とほとんど変わらない可能性がある</li> </ul>
案 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規と既存の SPE 双方について、十分な準備期間の確保が可能</li> <li>SPE の組成日の相違によって類似の取引が異なって会計処理される可能性は低くなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SPE の財務情報についての早期の対応を図ることができない</li> <li>IASB/FASB 側の新基準を導入する場合の適用時期と大きく異なる可能性があり、実務上の負担がかえって増加する可能性がある</li> </ul>

### (3) SPE を連結した場合の表示の手当て

- 短期的対応により SPE が新たに連結されることとなった場合の表示上の手当てとして、FASB の SFAS 第 167 号の取扱いも参考に、以下の取扱いを提案している。

- ◇ 連結の範囲に含めた SPE に関して、当該 SPE の資産及び当該資産から生じる収益のみを裏付けとし、他の資産等へ遡及しない債務（ノンリコース債務）については、連結貸借対照表上、区分して記載する。
- ◇ ノンリコース債務に対応する資産については、担保資産の注記に準じて注記する。

- 第 202 回企業会計基準委員会における議論では、この取扱いについて、取引によっては SPE を用いないノンリコースの形態も存在することから、財務分析上、SPE か否かで表示や注記が異なることになるのは違和感があるとの懸念が示された。
- これについては、日本において SPE を利用せずに連結グループにおける他の資産に完全に遡及しない形で取引を行う例は多くはないと考えられること、また、当該開示により、当面の間、SPE への関与とそれに伴うリスクの一部を把握することが可能となると考えられることから、提案している表示又は注記による対応のままとすることでどうか。

**（参考）区分表示に関する IASB/FASB の検討状況**

- IASB/FASB の新たな連結基準において上記のような取扱いが設けられるか否かは現段階では未確定である。2010年5月にIASB単独で行われた会議では、この区分表示について議論が行われたが、以下のような暫定決定が行われている。

連結資産・負債に関するそのような区分表示を求めないことを暫定的に決定した。

特定の負債を決済するためにのみ利用し得る連結資産のキャッシュ・フローにアクセスする報告企業の能力に対する制限の開示を求めることが有用となるかどうか調査するようスタッフに指示した。次回の合同会議で議論される予定である。（2010年5月IASB Updateより）

- IASB の会議の中では、SPE の特定の債務に限って区分表示を求めることは過度であり、他の通常の子会社に求めていることと整合しないこと、連結範囲に含まれる資産・負債に関する制限の開示という別の観点からの注記によってカバーできる可能性があることなどが指摘され、区分表示を求めないこととし、今後 FASB と議論を行うこととされている。

以 上

平成22年5月28日

**特別目的会社専門委員会**  
**SPEの取扱いに関する検討**

**1. 専門委員会における検討状況の要旨****D案の採用(譲渡者への限定)**

&lt;連結会計基準文案&gt;

7. 「他の企業の意思決定機関を支配している企業」とは、次の企業をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業は、この限りでない。

7-2. 第7項にかかわらず、特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第2項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した企業から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定する。

(上記の二重取消線部分を削除する。)

**代理人の論点**

- ◇ D案を採用する場合、現在、アセット・マネージャーの連結の要否などに実務的な問題が生じているために、代理人の取扱いを明らかにすべきではないかとの意見があった。
- ◇ 代理人の論点については、現在IASB/FASBが検討しているMoUプロジェクトの結果に大きく影響を受けることから今回の対応の中では別途取り扱うことはしないことかどうか。

**SPEを連結した場合の表示の手当て**

- ◇ 連結の範囲に含めたSPEに関して、当該SPEの資産及び当該資産から生じる収益のみを裏付けとし、他の資産等へ遡及しない債務(ノンリコース債務)については、連結貸借対照表上、区分して記載する。
- ◇ ノンリコース債務に対応する資産については、担保資産の注記に準じて注記する。

**SPE の連結時の会計処理(匿名組合の連結時の会計処理等)** 詳細は 7 頁以降参照)

- ◇ 商法上の匿名組合出資について、合同会社（GK）を用いた取引の場合（GK-TK スキーム）GK（営業者）と TK のどちらの事業体を連結の範囲に含めるかどうかという論点があるが、匿名組合を連結することとする。

### 経過措置

- ◇ 原則的な遡及処理ではなく、経過措置として、以下の(1)を原則とし、(2)を例外的に認める取扱いを設ける。

(1) 過去において連結対象となった時点から連結していれば計上していた金額（資産及び負債）により、当期の財務諸表（期首）へ計上し、当該資産及び負債の差額は累積的影響額として株主資本等変動計算書の期首剰余金への修正とする。

この場合、前期の財務諸表は修正不要となるが、過年度（連結対象となった時点）における時価評価や未実現損益の消去などは必要となる。

(2) 新基準の適用日（期首）において、連結される特別目的会社の資産及び負債を時価で計上し、差額である累積的影響額は、株主資本等変動計算書の期首剰余金への修正とする

この場合、前期の財務諸表の修正は不要であり、また、過年度の連結仕訳は不要となるが、新基準の適用日（期首）における時価評価は必要となる。

## 2. 作成者及び利用者の意見陳述

- 5月24日開催の専門委員会において、利用者（株式/債券アナリスト）及び作成者（不動産協会等）の参考人意見聴取を行っている。
- 利用者側からの意見陳述の内容の要旨は以下のとおり。
  - ◇ 完全に企業間の比較可能性を確保できるとまでいかないにしても、A案からD案の中では、当面の比較可能性を確保できる「D案」に基本的に賛成。
  - ◇ 金融危機の経験を踏まえれば、現在 SPE の取扱いを見直すのは時宜にかなう方策であり、財務諸表本体へのオンバランスには一定の意義はある。
- 作成者側からの意見陳述資料の抜粋、内容の要旨は以下のとおり。

（SPC 連結に伴い想定される実務インパクト等）

- ◇ 経過措置として、実務負担の軽減等の観点から、適用日後に組成されたSPC に対するのみの適用及び2年間の準備期間の確保、という2点を要望
- ◇ 想定される実務へのインパクト：
  1. 経理・会計面
    - (1) 人的作業量の増加等
      - 財務諸表数字管理と連結決算作業負担の増加(CF 計算書の追加作成等)
      - 会計処理や勘定科目体系の統一・調整(親子間での会計処理の統一等)
      - 残高管理すべき相手先の増加(関連当事者取引等の管理の増加)
      - 注記等開示情報の管理増加(賃貸等不動産や差入保証金の時価情報等)
      - 子会社の資産の連結金額の算定作業(未実現利益の調整や時価の鑑定)
    - (2) 連結対象SPCにおける新たな制度対応の必要性
      - 連結監査対象としての整備(監査人統一の検討の可能性)
      - 四半期決算への対応(年1回か2回程度の決算がSPEでは一般的)
      - 決算期変更についての検討や対応(定款変更を要する場合などがあり、レンダーの事前承認等が必要となる可能性)
    - (3) 計数管理範囲の拡大
      - 業績予想数字の管理(業績予想のための数値把握作業の増加)
  2. 事業スキーム関連
    - 変更に伴う事業スキームへの影響把握(スキーム自体の見直し)
  3. 内部統制関連
    - J-SOX 対象拠点選定への影響(売上規模等でSPCが選定される可能性)

(SPE 連結に関するその他の論点)

- ◇ 「SPE の取扱い」の解釈：そもそも出資者も対象としていたと理解しており、その変更は「SPE の取扱い」の本質的な見直しとなる。
- ◇ D 案の実務への影響：D 案の採用は、多くの開発業者にとって8条7項の削除に等しいが、その場合のSPE の取扱いが示されていない。今後の連結基準によっては範囲の見直しとなる恐れがあり、SPE の組成にも支障が出る可能性がある。
- ◇ 連結評価の見直しの可能性：支配力基準の十分な整備がないと再度範囲の精査が必要となる可能性がある。IASB/FASB のプロジェクトを勘案して進めるべき。

3. IASB 及び FASB の動向

現時点における IASB 及び FASB の作業計画は、以下のとおりである。

IASB	2010 Q2	2010 Q3	2010 Q4	2011 Q1
IAS 第 27 号の置換え	WD		Final	
IAS 第 27 号の置換え - 投資会社	ED		Final	
子会社と非連結の組成された企業に関する開示	WD		Final	
（代替案）非連結の SPE に関する開示		(Final)		

FASB	2010 Q2	2010 Q3	2010 Q4	2011 Q1
連結：方針と手続	ED	RT		Final

WD：ワーキングドラフト RT：ラウンドテーブル

（注）IASB は、第 2 四半期に公表される FASB 公開草案における提案に寄せられるコメントを一緒に検討することができるよう、当該 ED について「見解の要請」を公表する。

以 上